

八尾市立学校保護者連絡システム導入業務 委託事業者評価基準

1. 選定方法

- (1) 評価対象となった提案について、「2. 評価基準」に基づき、八尾市立学校保護者連絡システム導入業務委託事業者選定委員会設置要綱により審査を行い、評価項目①～⑥の合計を「提案点」、評価項目⑦を「デモンストレーション点」、評価項目⑧⑨を「価格点」として算出するものとする。また、各委員の提案点及びデモンストレーション点、価格点の合計点数を「評価点数」として算出し、各委員の評価点数の合計点を「総合評価点数」とする。
- (2) 「評価点数」は各委員の持ち点を 200 点として、内訳は「提案点 155 点」、「デモンストレーション点 20 点」、「価格点 25 点」とする。
- (3) 提案者が 4 者以上ある場合は、評価項目①～⑥について書類審査を実施し、その合計点数の高い上位 3 者をプレゼンテーション及びデモンストレーション審査の対象とする。
- (4) 審査はプレゼンテーション及びデモンストレーションの内容も踏まえて総合的に評価を行い、優先交渉権者を選定する。
- (5) 総合評価点数の同じ者が 2 者以上あるときは、提案点の高い者を優先交渉権者として選定する。
なお、提案点も同じ場合は、当該同順位者について再度提案評価点の採点を行い、優先交渉権者を選定する。
- (6) 優先交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、次点の者と協議に入ることとする。ただし、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の 6 割を超えた者に限る。
- (7) 提案者が 1 者であっても審査を実施し、総合評価点数が各委員持ち点の総合計の 6 割を超えた場合、その者を優先交渉権者として選定する。
- (8) 提案者の総合評価点が 6 割に達しなかった場合、再募集とする。

2. 評価基準

事業者が作成した提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション、経費見積書に基づき選定委員は下記により採点する。記載がない項目は 0 点とし、経費見積書の金額が別紙「募集要領」に示す提案上限額を超えている場合は失格とする。

(1) 採点のめやす

採点は、以下のとおり 5 段階とし、評価項目ごとの掛率で配点する。

評価点	評価
5	特に効果的な提案である。
4	効果的な提案である。
3	標準的な提案である。
2	低い水準の提案である。
1	要件を満たしていない、または示されていない提案である。

(2) 評価項目と配点

別紙「評価基準表」のとおりに。